

質 問 回 答 書

1. 入 札 予 定 日 : 令和7年6月 19 日(木)

2. 番 号 : 物品役務入札公告第 063086 号

3. 件 名 : 並槻浄水場ほか 7 施設で使用する電力の供給

4. 納 入 場 所 : 胎内市 並槻 地内ほか

5. 質問事項及び回答

番号	質問事項	回答	備考
A-1	積算内訳書について 入札額を決定するにあたり電気料金の計算式が HP 掲載のフォーマットでは計算できないため、枠を追加する等、フォーマットを変更しても良いでしょうか。	変更可とします。	
A-2	契約書について 当社が落札した場合、契約書は当社様式での締結は可能でしょうか。	可能です。 契約書の内容については、落札候補者と協議の上、決定します。	
A-3	契約期間中に料金改定等、当社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。	協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。	
A-4	落札後の協議において燃料費調整単価を「胎内市管内の旧一般電気事業者の算定方法」によらず、「落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費等調整を行わないこと」を認める可能性はありますか。	ありません。	

A-5	電気料金を調達者様と使用者様（例：自動販売機業者様）で分割して支払う契約はありますか。	分割して支払う契約はありません。	
B-1	ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。 弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	季節別時間帯別電力プランでお願いします。	
B-2	※燃料費等調整について 落札後の契約時において燃料調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。 ・その場合、契約締結に至った際には契約書は弊社様式でのご対応は可能でしょうか。	燃料費調整を行うプランで契約をお願いします。胎内市管内の旧一般電気事業者の算定方法により調整をお願いします。	
B-3	契約に至った場合は、現行（入札時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇円）を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	問題ありません。	

B-4	ご提示いただいた資料に契約書(案)がございませんでしたが、質問書提出期限前にご確認させていただきたいのですがご提示いただけますか。 契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	市ホームページに掲載の契約書案を以下のリンクからご確認ください。 なお、契約書の内容については、落札候補者と協議の上、決定します。 denryoku_standardkeiyakusho_202007.pdf (city.tainai.niigata.jp)	
C-1	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。	積算内訳書(施設別)シートの※2に記載のとおりです。	
C-2	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下 2 位まで表示してよろしいでしょうか。	積算内訳書(施設別)シートの※2に記載のとおりです。	
C-3	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいですか。 ① 基本料金＝契約電力×単価×力率(小数点 3 位以下切り捨て) ② 電力量料金＝使用電力量×単価(小数点 3 位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価＋市場価格調整単価)＝使用電力量料金×単価(小数点 3 位以下切り捨て)	積算内訳書(施設別)シートの※2～※5に記載のとおりです。	

	④ 再エネ賦課金＝使用電力量×単価（円未満切り捨て） ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計＝【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】＋④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額＝⑤×110/100（円未満切上）		
C-4	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか	各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせてください。	
C-5	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(3)に記載のとおりです。	
C-6	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示お願いします。	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(3)に記載のとおりです。	

C-7	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示お願いいたします。	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(3)に記載のとおりです。	
C-8	積算内訳書は入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	積算内訳書は入札書と同封で構いません。留め方や箇所、割り印等の指定はありません。	
C-9	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.11 に記載のとおりです。	
C-10	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札は初回のみとし再入札は行わないため、再入札辞退届の提出は不要です。	
C-11	現在の契約電力会社、契約種別をご教示下さい。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	電力供給条件仕様書の別紙1に記載のとおりです。	

C-12	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.2 に記載のとおりです。	
C-13	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.3 に記載のとおりです。	
C-14	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。下記確認をお願い致します。 (500 kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。 (500kW 以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。) (500kW 以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合)	500kW 未満の実量制契約です。(500kW 以上の協議制契約への変更希望及び予定はありません。)	

	⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去 12 か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間を頂きます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせて頂きますのでご了承ください。)		
C-15	協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を 1 年間以内に 2 回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。	契約電力の変更は予定していません。	
C-16	【繰上検針(計量日 1 日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 4 月 30 日まで使用した電気料金は、2025 年 4 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は 2025 年 4 月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日 1 日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025 年 4 月 18 日から 2025 年 5 月 17 日まで使用した電気料金は、2025 年 5 月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は 2025 年 5 月分となりま	問題ありません。	

	す。これについて、経理上不都合はございませんでしょうか。		
C-17	弊社では契約期間中に燃料費調等整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表されている算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。	
C-18	燃料費調等整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。	
C-19	弊社の請求書は、原則、翌月 10 営業日迄に Web サイト上で開示、15 営業日迄に原本の到着とし(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)、検針日から 30 日以内にお支払いいただくこととし、年度末も同様の対応をいただいておりますがご了承いただけますでしょうか。ご了承いただけない場合協議により決定させていただきますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。	

C-20	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。 お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	電力の供給に関する Q & A No.18 に記載のとおりです。	
C-21	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書や覚書の内容については、落札候補者と協議の上、決定します。 また、電気需給約款についても、落札候補者と協議します。	
C-22	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	原則、契約者が確定した日から7日以内の間としています。が、提出日の延長について協議可とします。	
C-23	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	支払方法は、銀行振込を予定しています。	

C-24	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	必要ありません。	
C-25	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示願います。 また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	入札保証金については、申請不要で免除となります。 契約保証金については、「契約保証に関する届出書(様式第1号)」に実績1及び2を記載して提出した場合、免除となります。その場合、添付書類として契約書等の写しが必要となります。 また、上記提出書類は落札後に提出してください。(落札候補者のみ提出)	
C-26	【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。	・対象は国(公団等を含む。)又は地方公共団体の実績のみです。 ・現在履行中の案件でも結構ですが、その場合、入札日現在で1年以上履行している必要があります。 ・実績は過去2年間のものとなります。 なお、入札参加申請時に提出した実績を契約保証金の免除のための実績として使用する場合、「契約保証に関する届出書(様式第1号)」に再度契約書等を添付する必要はありません。	

C-27	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。また返還の期日も併せてご教示いただきたいです。	落札候補者と別途協議とします。 また、履行後に「契約保証金預かり書兼払戻請求書(様式第3号)」を提出していただき、返還となります。返還の期日については上記払戻請求書の提出時にお伝えします。	
D-1	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	電力供給条件仕様書の別紙1及び電力の供給に関するQ&ANo.5に記載のとおりです。	
D-2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	電力の供給に関するQ&ANo.6に記載のとおりです。	
D-3	自動検針装置の設置がない施設につきまして設置予定はございますでしょうか。	設置予定はありません。	
D-4	設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。	設置予定はありません。	

D-5	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	電力の供給に関する Q & ANo.3に記載のとおりです。	
D-6	今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.4に記載のとおりです。	
D-7	融雪設備等は設置されていますか。	電力の供給に関する Q & ANo.4に記載のとおりです。	
D-8	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.11 に記載のとおりです。	
D-9	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	電力供給条件仕様書の「3 その他」の(3)に記載のとおりです。	

D-10	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	積算内訳書(施設別)シートの※2に記載のとおりです。	
D-11	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	積算内訳書(施設別)シートの※2～※5に記載のとおりです。	
D-12	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。	各施設別の積算内訳書が必要となります。 積算内訳書、積算内訳書(施設別)の様式については、設計書の様式を使用してください。	
D-13	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.18 に記載のとおりです。	
D-14	お客さまにはお客さま専用 Web ページにて請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Web からダウンロード可能)	電力の供給に関する Q & A No.18 に記載のとおりです。	

D-15	ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応していません。ご了承くださいいただけますでしょうか。	代表者名の記載及び代表者印がある場合は、問題ありません。	
D-16	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承くださいいただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-17	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承くださいいただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-18	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。 (長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます)ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-19	請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。	

D-20	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	問題ありません。	
D-21	毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ありませんでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.19 に記載のとおりです。	
D-22	複数施設のうち指定の施設のみを 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.19 に記載のとおりです。	
D-23	弊社の請求書は、原則、Web サイト上で速報版請求書翌月 5 営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-24	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。	

D-25	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議には応じますが、具体的な事情を検討した上で判断します。	
D-26	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去 2 年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	入札保証金については、申請不要で免除となります。 契約保証金の免除について、【契約履行証明書】の提出は必須ではありません。なお、契約書等の写しの提出は必要となります。	
D-27	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	契約保証金について、「契約保証に関する届出書（様式第 1 号）」に実績 1 及び 2 を記載して提出した場合、免除となります。その場合、添付書類として契約書等の写しが必要となります。	
D-28	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。	落札後に提出してください。 （落札候補者のみ提出）	
D-29	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No. 7 に記載のとおりです。	

D-30	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	電力の供給に関する Q & ANo.7に記載のとおりです。	
D-31	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
D-32	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。	公開方法については、市のホームページ及び市の設計図書閲覧所にて公開します。公開範囲については、案件名・予定価格・入札者名・入札額・供給場所・概要・契約の相手方・供給期間・契約金額となります。	
D-33	開札の立ち合いは必須でしょうか。	必須ではありません。	
E-1	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	

E-2	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	
E-3	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	お見込のとおりです。実量制契約となります。	
E-4	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	電力供給条件仕様書の別紙1に記載のとおりです。	
E-5	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。	

F-1	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。	
F-2	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)	お見込のとおりです。	
F-3	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 (基本料金単価×契約電力) +力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	問題ありません。	
F-4	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書の内容については、落札候補者と協議の上、決定します。	
F-5	入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」(追跡、対面での配達可)を用いて送付することは可能でしょうか。	可能です。	

F-6	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費調整額は、胎内市管内の旧一般電気事業者の算定方法により算出をお願いします。	
F-7	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。	
F-8	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費調整を行うプランで契約をお願いします。	
F-9	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者については開札日に決定します。 開札結果は開札後1週間以内に市ホームページ及び市の設計図書閲覧所にて公開します。なお、入札者に対して開札日当日に開札結果を連絡することは可能です。	
F-10	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	問題ありません。	

F-11	契約書案を事前にご提供いただけますでしょうか。	市ホームページに掲載の契約書案を以下のリンクからご確認ください。 なお、契約書の内容については、落札候補者と協議の上、決定します。 denryoku_standardkeiyakusho_202007.pdf (city.tainai.niigata.jp)	
F-12	契約保証金について、免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、提出時期、提出方法をご教示ください。	「契約保証に関する届出書（様式第1号）」に実績1及び2を記載して提出した場合、免除となります。その場合、添付書類として契約書等の写しが必要となります。 また、上記提出書類は落札後に提出する書類（入札公告 10 入札及び開札等 （6） 落札者の決定 に記載）として提出してください。（落札候補者のみ提出）	
F-13	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承くださいませでしょうか。	電力の供給に関する Q & A No.19 に記載のとおりです。	